

マザーライク 料金表

(令和3年4月1日)

1. 訪問介護に係る基本報酬

区 分	項 目	単位数	利用料 (10割)	利用者負担額 (1割)	利用者負担額 (2割)	利用者負担額 (3割)
身体介護	所要時間20分未満	167	1,857円	186円	372円	558円
	所要時間20分以上30分未満	250	2,780円	278円	556円	834円
	所要時間30分以上1時間未満	396	4,403円	441円	881円	1,321円
	所要時間1時間以上1時間30分未満	579	6,438円	644円	1,288円	1,932円
	所要時間1時間30分以上30分毎に	84	934円	94円	187円	281円
生活援助	所要時間20分以上45分未満	183	2,034円	204円	407円	611円
	所要時間45分以上	225	2,502円	251円	501円	751円
そ の 他	通院介助のための乗車又は降車の介助 (1回につき)	99	1,100円	110円	220円	330円
	身体介護に引き続き生活援助を20分以上 行った場合、25分毎増す毎に(上限198 単位)	67	745円	75円	149円	224円

2. 訪問介護に係るその他加算

名 称	単位数	利用料 (10割)	利用者負担額 (1割)	利用者負担額 (2割)	利用者負担額 (3割)
緊急時訪問介護加算(1回につき)	100	1,112円	112円	223円	334円
初回加算(1月につき)	200	2,224円	223円	445円	668円
生活機能向上連携加算(Ⅰ)(1月につき)	100	1,112円	112円	223円	334円
生活機能向上連携加算(Ⅱ)(1月につき)	200	2,224円	223円	445円	668円

介護職員 処遇改善加算	1月につき(利用者ごとに、当該月の介護報酬単位数※について算定) ※基本報酬+各種加算・減算の単位数		
	要 件	処遇改善加算の単位数	利 用 料
加算(Ⅰ)	キャリアパス要件及び職場環境等要件を すべて満たすこと	介護報酬総単位数×13.7%	左の利用料×11.12円
特定処遇改善 加算(Ⅱ)		介護報酬総単位数×4.2%	左の利用料×11.12円

3. 横浜市訪問介護相当サービスに係る基本報酬

項 目	単位数	利用料 (10割)	利用者負担額 (1割)	利用者負担額 (2割)	利用者負担額 (3割)
訪問型独自サービスⅠ（週1回程度）（1月につき）	1,176	13,077円	1,308円	2,616円	3,924円
訪問型独自サービスⅡ（週2回程度）（1月につき）	2,349	26,120円	2,612円	5,224円	7,836円
訪問型独自サービスⅢ（週2回を超える程度）（1月につき）	3,727	41,444円	4,145円	8,289円	12,434円
訪問型独自サービスⅣ（1月に4回まで）（1回につき）	268	2,980円	298円	596円	894円
訪問型独自短時間サービス（1月につき22回まで）（1回につき）	167	1,857円	186円	372円	558円

4. 横浜市訪問介護相当サービスに係るその他加算

項 目	単位数	利用料 (10割)	利用者負担額 (1割)	利用者負担額 (2割)	利用者負担額 (3割)
初回加算	200	2,224円	223円	445円	668円
生活機能向上連携加算	100	1,112円	112円	223円	334円

介護職員等 処遇改善加算	1月につき（利用者ごとに、当該月の介護報酬単位数※について算定） ※基本報酬＋各種加算・減算の単位数			
	要 件	処遇改善加算の単位数	利 用 料	
加算（Ⅰ）	キャリアパス要件及び職場環境等要件をすべて満たすこと	介護報酬総単位数×13.7%	左の利用料×11.12円	
特定処遇改善 加算（Ⅱ）		介護報酬総単位数×4.2%	左の利用料×11.12円	

訪問型独自サービス令和3年9月30日まで、新型コロナウイルス感染症への対応で基本報酬の1/1000上乘せ

※【利用者負担額算出方法】

単位数×地域単価（11.12円（2級地））＝〇〇円（1円未満切り捨て）

〇〇円－（〇〇円×負担割合（注1）（1円未満切り捨て））＝△△円

（注1）負担割合は1割の場合：0.9、 2割負担の場合：0.8、 3割負担の場合：0.7

5. 運営規定に定められたその他の費用

項 目	内 容	金 額
交 通 費 (訪問介護に 要する費用)	通常に事業の実施地域 (南区・西区・中区・港南区・保土ヶ谷区) (ただし、保土ヶ谷区は瀬戸ヶ谷町のみとする)	無 料
	通常の事業の実施地域を超えた地点から	・車利用の場合 1kmあたり100円 ・バイク利用の場合 1kmあたり50円 ・公共交通機関を利用の場合 実費

6. 通常のサービス提供を超える費用（利用者負担10割）

項目	内容	金額
介護保険外サービス	区分限度額を超えてサービスを利用した場合等、介護保険枠外のサービス料金となり、全額自己負担となります。	介護報酬告示上の金額と同額

7. キャンセルに関する費用

利用者の都合でサービスを中止する場合に当日のキャンセルは、次のキャンセル料を申し受けることになりますので、ご了承下さい。
 （ただし、利用者の容態急変等緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です）
 横浜市訪問介護相当サービスをご利用の方はキャンセル料はかかりません。

時間	キャンセル料
サービス利用の開始時間1時間前までに連絡を頂いた場合	かかりません
サービス利用の開始時間1時間前までに連絡を頂いた場合	1回につき500円 更に担当訪問介護員の交通費相当額

8. 注意事項

○サービス提供時間により、上記の料金が下記の通り割増しとなります。

サービス提供時間		割増率
通常	午前8:00～午後5:59	0%
早朝	午前6:00～午前7:59	25%
夜間	午後6:00～午後9:59	25%
深夜	午後10:00～午前5:59	50%

○2名の訪問介護員によりサービスを提供する必要があると判断される場合には、お客様の同意を得たうえで、利用料金の2倍を頂きます。

9. 介護保険給付対象外サービスの利用料

通常の実施地域を超える交通費（バイク等）	通常の実施地域を超えて1kmあたり100円
通常の実施地域を超える交通費（バス・電車等）	実費

■新型コロナウイルス感染症に対応するため 令和3年4月から令和3年9月末までの間、基本報酬に0.1%上乘せとなります。